

扶養の認定に必要な書類

扶養申請する家族の状況			提出書類				
			①	②	③	④	⑤
			被扶養者 異動届	住民票 (コピー) 世帯全員、続 柄記載のある もの	扶養・収支状 況届	所得証明書 又は非課税 証明書	その他提出書類
子	16歳未満(中学生以下)		○	○	○	×	左記以外は不要
	16歳以上(高校生以上)	アルバイト等はない	○	○	○	△ 高校生 不要	・学生…学生証のコピー
		最近(1年以内)までアルバイト等をしてしたが退職して無収入	○	○	○	△ 高校生 不要	・学生…学生証のコピー ・源泉徴収票(退職日入り)等の退職したことがわかるもの
		現在、パート、アルバイト等で給与収入がある	○	○	○	△ 高校生 不要	・学生…学生証のコピー ・直近3か月分の給与明細コピー、月収がわかる雇用契約書コピー、収入見込証明書(勤務先発行)等
	※子の扶養申請で夫婦(父・母)両方に収入がある場合は、年間収入が多い方の被扶養者となります。						・配偶者の収入証明給与明細3か月分等年収がわかるもの
配偶者 (妻・夫)	直近1年以上、無職(無収入)		○	○	○	○	左記以外は不要
	最近(1年以内)まで働いていたが、退職して無収入		○	○	○	○	・源泉徴収票(退職日入り)又は雇用保険受給資格者証(1面・2面)コピー ・雇用保険(失業保険)を受給する場合は、雇用保険受給資格者証(3面・4面)コピー
	現在、収入がある	パートタイマー、派遣社員、内職等の給与収入がある	○	○	○	○	・直近3か月分の給与明細コピー 又は月額計算ができる雇用契約書コピー、収入見込証明書(勤務先発行)
		公的年金(国民・厚生・老齢・遺族・障がい・個人等)又は雇用保険等を受給している(受給予定である)。	○	○	○	○	年金…直近の「年金支払通知書」ハガキのコピー 又は年金改定通知書のコピー ・雇用保険…雇用保険受給資格者証の第1～第4面のコピー ※雇用保険(失業保険)を受給する場合は「誓約書」が必要です。
		自営業・個人事業主収入や不動産収入がある	○	○	○	○	・直近の「確定申告書B 第1表」及び収支内訳表(一般用)のコピー 又は青色申告決算書のコピー ※収入と支出の記載があるもの
		契約変更等により健康保険の資格を喪失した	○	○	○	○	・契約変更後の契約書コピー又は収入見込証明書(勤務先発行) ・健康保険資格喪失証明書
親 (父・母) その他 3親等 以内	直近1年以上、無収入(無職)		○	○	○	○	左記以外は不要
	最近(1年以内)まで働いていたが、退職して無収入		○	○	○	○	・源泉徴収票(退職日入り)又は雇用保険受給資格者証(1面・2面)コピー ・雇用保険(失業保険)を受給する場合は、雇用保険受給資格者証(3面・4面)コピー
	現在、収入がある	パートタイマー、派遣社員、内職等の給与収入がある	○	○	○	○	・直近3か月分の給与明細コピー 又は月額計算ができる雇用契約書コピー、収入見込証明書(勤務先発行)
		公的年金(国民・厚生・老齢・遺族・障がい・個人等)又は雇用保険等を受給している(受給予定である)。	○	○	○	○	年金…直近の「年金支払通知書」ハガキのコピー 又は年金改定通知書のコピー ・雇用保険…雇用保険受給資格者証の第1～第4面のコピー ※雇用保険(失業保険)を受給する場合は「誓約書」が必要です。
		自営業・個人事業主収入や不動産収入がある	○	○	○	○	・直近の「確定申告書B 第1表」及び収支内訳表(一般用)のコピー 又は青色申告決算書のコピー ※収入と支出の記載があるもの
		契約変更等により健康保険の資格を喪失した	○	○	○	○	・契約変更後の契約書コピー又は収入見込証明書(勤務先発行) ・健康保険資格喪失証明書
※別居している場合は、送金を証明するもの3か月分(通帳のコピー、現金書留の控コピー等)。手渡しは認めていません。							
※配偶者(妻・夫)を扶養申請する場合は、「第3号被扶養者関係届」の提出も必要です。							
※子の扶養申請で、配偶者がいない場合は、そのことがわかる書類(児童扶養手当証書、離婚受理証明書、戸籍謄本等のコピー)が必要です。							

【留 意 事 項】	・健保が必要と認めた場合、上記以外の書類の提出を求めることがあります。 ・扶養認定日は、出生を除き、原則、申請書受付日(健保受付日)となります。
-----------	---